

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年6月9日（金）午後3時00分～午後3時40分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から6月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は全員お越し頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に17番、中島委員さんと、2番、奥本委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農

地として耕作するため、売買による所有権の移動及び賃貸借権の設定による耕作権の移動でございます。番号1番、申請地、大字奥田□□□番地(畑)697㎡、大字奥田□□□番地(畑)1,004㎡、借受人、大字奥田、□□□□□、貸出人、大字奥田、□□□□□、賃貸借権の設定による耕作権の移動で、申請理由は、新規就農のためでございます。場所は、奥田県営住宅南西角の向かいです。番号2番、申請地、大字根成柿□□番1(田)987㎡、譲受人、大字奥田、□□□□□、譲渡人、大阪市城東区、□□□□□、売買による所有権の移転で、先ほどの申請と合わせて下限面積を満たすこととなります。場所は、根成柿公民館より□へ約100mのところ。番号3番、申請地、大字西坊城□□□番1(田)740㎡、借受人、大字西坊城、□□□□□、貸出人、大字西坊城、□□□□□、賃貸借権による耕作権の移動で、申請理由は、新規就農のためでございます。場所は、山仙青果より□に約50mのところ。番号4番、申請地、大字吉井□□番1(田)1,432㎡、譲受人、大字西坊城、□□□□□(持分□分の□)、□□□□□(持分□分の□)、譲渡人、大字西坊城、□□□□□、売買による所有権移転で、番号3番の申請と合わせて下限面積を満たすこととなります。場所は、秋吉交差点より□へ約150mのところ。番号5番、申請地、今里川合方□□番地(田)2,004㎡、譲受人、香芝市、□□□□□、譲渡人、旭北町、□□□□□(持分□分の□)、□□□□□(持分□分の□)、売買による所有権移転のためでございます。なお、譲受人の耕作面積は、8,430㎡と下限面積は満たしております。場所は、クリーンセンターより□へ約150mのところ。以上、議第1号につきましては5件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い、記載された内容の審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。まず、譲受人が権利の取得後において今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、従来のどおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、1番、2番と3番、4番につきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会へ来て頂き、営農計画について聞き取りさせていただきましたので、これにつきましては、農地部会長より説明をお願い致します。

部会長 　それでは農地部会での聞き取りの内容につきまして、報告致します。まず、□□□□□さんへの聞き取り調査ですが、本人が所用でお越し頂くことができなく、代理の□□さんという本人をよく知っておられるという方にお越し頂き聞き取り致しました。新規就農の動機としては、現在近くの親戚の方の土地を借りて野菜を作っておられるようで、自分の土地を購入して耕作したいためということでございました。農機具につきましては、知人の□□さんより貸して頂くようで、現在田のところは米を作り、畑には、現在も果樹を植えられてきれいに管理されておりましたが、引き続き果樹と野菜を作付していくとのことでした。また作物につきましては、自家用やまた近所の方にあげたり、また売ったりするかとは思いますが、代理なのではっきりと言えないがということでした。また地元との協議につきましては、根成柿の支部に入り協力してやっていかれる予定であるとおっしゃっておりました。続きまして、□□□□□さんにつきまして

ですが、こちらはご本人さんがお越し頂きました。今の持ち主の□□さんが、農業をリタイアされるようで、丁度工務店の隣に土地があり、ご自分も今後を考えて農業にも取り組みたいようで、□□さんの機械を借り、教えてもらいながら始めたいとのことでした。地元の農家支部とも協力して頂くようお願い致しました。以上調査の内容を報告致します。

議 長 　ただ今、部会長と事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字今里川合方、□□番1（地目）田（現況）畑、1,836㎡、譲受人、旭南町、□□□□□□□□□□、譲渡人、香芝市、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、クリーンセンターより□へ約100mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。今里川合方の□□□□さんの露天駐車場への転用の申請であります。申請法人の従業員等の駐車場としての計画です。申請地の現況としては、休耕状態にありますが、北側に自社工場建設予定で、駐車場として南側の隣地と一体利用されるということです。周囲に農地はございません。また今里川合方水利組合からも同意を得おられ、排水関係につきましても周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としてはやむを得ない申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字今里川合方の申請地の農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の自己資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手し、1ヶ月半で完成という計画ですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、事業用の大型搬入車両及び従業員の駐車場を確保したいためであり、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくようお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。次に議第3号を議題と致します。この案件につきましては、梅田委員と中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案審議終了後に入室、着席して頂きます。それでは事務局より説明願います。

(梅田委員 中江委員 退席)

事務局 それでは、議案書2頁3頁、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字池田、□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番地(田)1,273㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を栽培しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、桜井市、□□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□番1(地目)田(面積)1,266㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番1(田)1,126㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、樫原市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)1,110㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、樫原市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)1,014㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字池田、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□□番地(田)2,389㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号7番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、中三倉堂二丁目、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□□番地(田)1,947㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□□番地(田)1,398㎡、大字大谷□□□番地(田)952㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字岡崎、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番1(田)186㎡、大

字岡崎□□番地（田）915㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号10番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大阪市鶴見区、□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□番地（田）1,249㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。借賃は、米30kgです。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。整理番号11番、利用権の設定を受ける者、御所市、□□□□、利用権を設定する者、大字田井、□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□番2（田）782㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を作付しての利用でございます。利用期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間です。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、同項第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うことが認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対して、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

14番事務局 　1番の受け手の□□さんですが、この方は□□□□さんの息子さんか関係のある方ですか。そうです。□□□□さんの息子さんになります。□□□□さんの体調が悪いようで息子さんに耕作権を移していかれるようです。

14番事務局 　□□□□さんは、中江委員さんの息子さんですね。今まであまり利用権設定されておられないように思われますが、今後は息子さんで規模拡大されていかれるのですか。

事務局 　最近、ちょっとずつ利用権設定で耕作面積を増やされています。本格的に農業に取り組んでいかれるようです。

議 長 　他にご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議第3号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。それでは、次の議題に入ります前に、梅田委員、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（梅田委員　中江委員入室、着席）

議 長 　ご着席頂きましたので、続いて、議第4号、その他1番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第4号、その他、1番、畑作転換申請承認の件について説明致します。番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1の一部（田）559㎡のうち496㎡、申請人、大字根成柿、□□□□、田から畑への変更であります。場所は、調査順序表第□番目、菅原小学校より□へ約150mのところであります。転換理由は、水はけが悪いためで、作付計画は季節ごとの野菜を栽培されます。盛土計画は70cm、隣接農地に支障のないよう肥培管理をするとのことです。その他の1番、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っております

ので、農地部会長より調査結果の報告を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。大字根成柿の□□さんからの申請です。現況は、すでに畑として野菜を植えられておりました。水はけが悪く畑として使いにくいため、盛り土をするための申請です。周囲に影響はありません。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の1番、畑作換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他の1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に、議第4号 その他2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他、2番、専決処分報告について報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成29年5月1日から平成29年5月31日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、大字大谷□□□番1(田)151㎡、届出人、広陵町、□ □、共同住宅への転用届出であります。平成29年5月10日に確認委員の梅田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、大字大谷□□□番1(畑)91㎡、届出人、大字大谷、□□□□、露天駐車場への転用届出であります。平成29年5月15日に確認委員の梅田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号3番、転用届出地、中三倉堂二丁目□□□番1(畑)687㎡、中三倉堂二丁目□□□番1(地目)田(現況)畑158㎡、中三倉堂二丁目□□□番地(畑)264㎡、届出人、河内長野市、□□□□(持分□/□)、貝塚市、□□□□(持分□/□)、庭先用地への転用届出であります。平成29年5月23日に確認委員の今村委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号4番、転用届出地、材木町□□□番地(畑)589㎡、届出人、南本町、□□□□、露天駐車場への転用届出であります。平成29年5月30日に確認委員の速水委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第4条関係4件6筆の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ないようですので、異議がないということで報告第1号を終わります。確認委員の梅田委員さん、今村委員さん、速水委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 他にご質問ないようですので、これで6月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	中島 惠敏
署名委員	奥本 正嗣